

<製造時等検査料金表>

■第一種圧力容器

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

1. 検査基本料金・検査技術料金

【検査基本料金】

(1) 構造検査・使用検査

(1 基につき)

内容積(m3)	検査基本料金	消費税	合計
0.5未満	13,800 円	1,380 円	15,180 円
0.5以上 1未満	19,300 円	1,930 円	21,230 円
1以上 2未満	24,600 円	2,460 円	27,060 円
2以上 5未満	30,000 円	3,000 円	33,000 円
5以上 10未満	36,100 円	3,610 円	39,710 円
10以上 30未満	46,800 円	4,680 円	51,480 円
30以上 60未満	52,900 円	5,290 円	58,190 円
60以上	58,400 円	5,840 円	64,240 円

検査等内訳

- ① 申請書類の受付確認
- ② 設計審査
- ③ 材料、外観検査
- ④ 水圧試験(指定外国検査機関の基準等適合証明書の結果により実施を省略する場合があります)
- ⑤ 安全装置・附属品の検査
- ⑥ 明細書作成交付

(2) 溶接検査

ア 胴を溶接する場合

㊦ 胴の長手方向における溶接部の長さが5m 未満のもの

(1 基につき)

胴の最大内径(m)	検査基本料金	消費税	合計
0.5未満	29,800 円	2,980 円	32,780 円
0.5以上 1未満	46,700 円	4,670 円	51,370 円
1以上	63,800 円	6,380 円	70,180 円

㊧ 胴の長手方向における溶接部の長さが5m 以上10m未満のもの

(1 基につき)

胴の最大内径(m)	検査基本料金	消費税	合計
0.5未満	41,100 円	4,110 円	45,210 円
0.5以上 1未満	52,400 円	5,240 円	57,640 円
1以上	69,600 円	6,960 円	76,560 円

㊦ 胴の長手方向における溶接部の長さが10m以上のもの

(1 基につき)

胴の最大内径(m)	検査基本料金	消費税	合計
0.5未満	46,700 円	4,670 円	51,370 円
0.5以上 1未満	58,200 円	5,820 円	64,020 円
1以上	75,300 円	7,530 円	82,830 円

イ 鏡板、底板、管板又はふた板のみを溶接する場合

(1 基につき)

鏡板、底板、管板又はふた板の 最大内径のうち最大のもの (m)	検査基本料金	消費税	合計
0.5未満	29,800 円	2,980 円	32,780 円
0.5以上 1未満	46,700 円	4,670 円	51,370 円
1以上	75,300 円	7,530 円	82,830 円

検査等内訳

- ① 申請書類の受付確認
- ② 設計審査
- ③ 材料検査
- ④ 開先検査
- ⑤ 機械試験
- ⑥ 放射線試験
- ⑦ 外観検査
- ⑧ 明細書作成交付

【検査技術料金】

上記(1)及び(2)の検査基本料金は、申請書類の受付確認と設計審査及び明細書作成交付を除き、立会による検査・試験となり、申請書面との照合、水圧試験等を試験地にて実地の確認となります。

これら立会による検査・試験の項目が一部未了等により複数日にわたる場合、構造の欠陥による実地再確認を必要とする場合は、その都度、検査基ごとに上記検査基本料金に次の検査技術料金を追加し実施します。

(1 基につき)

検査種別	検査技術料金	消費税	合計
構造検査	10,000 円	1,000 円	11,000 円
溶接検査	10,000 円	1,000 円	11,000 円
使用検査	10,000 円	1,000 円	11,000 円

2. 容器明細書、溶接明細書等の証明料金

第一種圧力容器明細書、溶接明細書の証明等については、1 件につき 4,400 円(税込み)となります。なお、これら証明のため実地確認が必要な場合、出張等に係る旅費等の負担、所定時間外の実施については割り増し料金が発生します。

3. その他

- (1) 検査に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)、福島第一原子力発電所の敷地内において検査を実施する場合の日当及び深夜日当は別途定めております。
- (2) 実地確認に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は上記(1)に準じます。

【備考】

- 1 検査の料金は、消費税額を除き検査基本料金、検査技術料金に次項に定める所定時間外(年未年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査を除く。)の割増し料金及び検査地への上出張料金を加えた合計とします。
- 2 所定時間外の検査の料金は、前項の検査基本料金、検査技術料金に1.3(午後10時から午前5時までの深夜時間帯にあっては2.0)を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とします。
- 3 検査を実施する場所が次に掲げるところのいずれかに該当するときは、検査地への上出張料金として、協会が定める交通費、日当及び宿泊料を徴収します。
検査申込事務所については、別途定める事務所若しくは申請者の所在地がある事務所とします。
ただし、協会の都合により検査申込事務所以外の事務所等で検査を実施する場合は、検査申込事務所が検査を実施したとみなして出張料金が必要な場合は、当該出張料金を徴収します。
なお、天候不良等不可抗力により不測の事態が発生した場合の費用負担については、協議し決定するものとします。
- (1) 離島
- (2) 北海道または事務所のない県で隣接する県に事務所ある場合を除き、かつ、検査申込事務所所在地から合理的行程50km以上の遠隔地。ただし、千葉事務所の事務所所在地は千葉駅であるとみなします。
- (3) 北海道においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所所在地からの合理的行程が100km以上の遠隔地。
- (4) 事務所のない県で隣接する県に事務所ある場合においては、検査申込事務所所在地から合理的行程100km以上の遠隔地。
- (5) 1基のみの休日検査においては、検査申込事務所所在地(千葉事務所は千葉駅)から合理的行程50km以上の遠隔地。
- (6) 北海道内で、2基以上を行う休日検査においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km以上の遠隔地。
- (7) 事務所のない県で隣接する県に事務所ある場合で、2基以上を行う休日検査においては、検査実施事務所所在地からの合理的行程が100km以上の遠隔地。
- 4 福島第一原子力発電所の敷地内において検査を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
- 5 除染特別区域内の帰還困難区域において検査業務に従事した場合、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
- 6 検査の時間が、午後10時から午前5時までの夜間(深夜)に検査を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより深夜日当を徴収します。
- 7 年未年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査の料金は、備考1の検査基本料金、検査技術料金に1.3を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとします。なお、所定時間外の割増料金については、備考2の定めを準用します。

- 8 検査日当日、申込者の都合により検査が実施出来ない場合は、協会が別途定める交通費を徴収します。
- 9 検査に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は別途定めております。
- 10 実地確認に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は備考 9 に準じます。
- 11 銀行等の振込手数料は検査申込者においてご負担願います。

この料金表は、2026(令和 8)年 4 月1日から適用します。